資料２

高齢者施設の急変時対応について

１.スケジュールと今回の報告事項

	日程	実施内容
1	令和８年３月まで	高齢者施設、他の急性期病院との話し合い
2	令和８年３月まで	平塚市在宅医療介護連携推進協議会への報告
3	令和８年８月まで	施設看取りのためのマニュアル案の説明配布と**各施設の現状把握**
4	令和８年 11 月まで	**平塚市在宅介護連携推進協議会への報告**

２.令和７年度からの流れ

令和７年５月 28 日付厚生労働省より【令和６年度介護報酬改定を踏まえた高齢者施設等と協力医療機関との連携促進に係る対応について】が通知された。
※介護保険最新情報 Vol.1386 より

具体的な内容：高齢者施設等における入所者の病状が急変した場合の対応について、
① 医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
② 診療を行う体制を常時確保していること
③ 入院を要すると認められた入所者の入院を受け入れる体制を確保した医療機関を定めること
以上について経過措置３年を目途に義務化された。

夜間や看護師等が不在の際、DNAR の合意があるにも関わらず、慌てて救急車を呼んでしまうケースの是正等、適切な体制の整備に向けて現場の現状について正確に把握することが求められている。

※DNAR…心肺停止時に心肺蘇生法（マッサージなど）を行わないこと。

３.令和７年度協議会時点の施設からの救急搬送に関する課題

課題
施設入居時にＤＮＡＲの意思表示をしているにもかかわらず、施設の担当者が救急要請を行い、蘇生処置が行われている。
高齢者施設によっては、夜間の担当者に非常勤職員を置いているケースがあり、患者の急変時に詳しい容態や病歴が把握されていない。
施設の配置医師が遠方にいるケースでは、施設から医師に相談すると救急要請を指示され、病状発生時の状況は不明のまま、搬送されることがある。
施設職員が救急車に同乗していない場合がある。

４.平塚市高齢福祉施設協議会　令和８年度定期総会での意見聴取について

令和８年７月 28 日に行われた標記協議会にて、令和７年度時点で把握している課題の整理を行い、出席された施設管理者に以下のアンケートを実施した。

① 施設で看取り期の入所者が急変した場合、救急搬送を行っているか。
② 施設で入所者が急変した場合、どのように対応しているか。
③ 施設で入所者が急変した場合の対応マニュアルはあるのか。
④ 高齢者施設と協力医療機関との連携促進について対応するよう国から通知があったが、進捗状況はどうか。
⑤ 入所者の急変時に病院への同伴（救急車への同乗）を行っているか。

施設の回答

【質問①②について】
・看取りの合意がある方については、急変時でも原則として救急搬送は行っていない。
・看取りの合意がない場合や、家族の意向が変わった場合、または転倒による骨折の疑いがある場合は救急搬送を実施することがある。
・夜間急変時は電話相談が可能な医師や看護師に指示を仰ぎ、救急搬送を実施するか判断している。

【質問③について】
・協議会に出席した 10 施設のうち、全施設でマニュアルを整備している。
・マニュアルを整備し、施設内の各ユニットに配架している。

・マニュアルに基づき、マニュアルに沿った対応を実施している。

【質問④について】
・国の通知に沿って対応している。

【質問⑤について】
・日中は家族が同乗し、夜間の救急搬送については電話相談が可能な医師または看護師が同乗する。
・日中は看護師が同乗し、夜間は施設管理者が同乗する。
・施設管理者が施設の付近に住んでいるため、同乗は施設管理者が行っている。
・ショートステイの利用者については、同乗していない。
・救急車に同乗せずに、対応可能な看護師と搬送先の病院で待ち合せるケース、別の車で救急車を後方から追従したケースがある。

施設側の夜間・救急搬送対応について、この１年間で大きく改善が見られた。
会議終了後、救急時の対応および情報提供カードの作成手順マニュアルについて説明し、マニュアル案を作成後にメールで提供すると伝えた。

５.今後の市の取組みの方針
・救急時マニュアルの整備
・高齢者施設（特養他）への法規制に基づく働きかけ

以　上